

仕事と生活の調和のための時間外労働規制に関する検討会 開催要綱

1. 開催趣旨

長時間労働の是正は、労働の質を高めて企業の生産性の向上につながるるとともに、働く人々の健康確保や仕事と家庭の両立を可能とするものであり、働く人々が幸せな生活を送るうえで重要な課題である。

こうしたことから、ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)において、「労働基準法については、労使で合意すれば上限なく時間外労働が認められる、いわゆる36(サブロク)協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する。」こととされた。

これを受け、有識者からなる検討会を開催し、我が国における時間外労働の実態把握など、検討を行う。

2. 検討事項

以下の事項を中心に検討を行う。

- (1) 36協定上の延長時間、実際の時間外労働実績などの実態や課題の把握
- (2) 諸外国における労働時間制度の現状と運用状況
- (3) 健康で仕事と生活の調和がとれた働き方を実現するための方策
- (4) その他

等

3. 運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局労働条件政策課において行う。
- (3) 本検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (4) 本検討会の配付資料、議事録については、別に申し合わせた場合を除き、公開とする。